

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月18日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
アブラナ科の花茎類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)			—
原本木ナゴ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ケサソツ芋(ごくみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、庄野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
ケサソツ芋(ごくみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
サンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、塙町、猪苗代町、庄野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
穀類	大豆	本宮市(旧木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、大玉村(旧大山村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物28種 ^{※7}	最大高潮時海岸線と宮城県福島県境の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※8}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*4 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木曾、原町区坂下字五郎、原町区坂下字川原、原町区坂下字津井及原町区大字田代の区域)、川俣町(山木の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。草津町、蛭ヶ谷町
原町大字、双葉町、双葉郡、浪江町、川原町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。

*2 南相馬市(平成24年3月30日付)に対する上りに設置された帰還困難区域に限る。、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛原町(平成24年3月30日付)に対する上りに設置された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村

大門川、牛久水、水沢川、松平、久保、細田、黒川、山口、宇佐美、石堂及び大門川、荒川川上村及び荒川川下村、井原町、山田村、白木村及び高野村、川原村、米川村、荒川村、大門川村、大門川北村の区域を除く。また、山田村、白木村、川原村、米川村、荒川村、大門川村、大門川北村の区域を除く。荒川川上村、井原町、山田村、白木村の区域に於ける、川原町、米川村の区域に於ける、大門川北村の区域に於ける、川原町、米川村、大門川北村の区域に於ける。

*4 福島県福島市(旧福島市)、旧小国町、旧立石山町、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。、郡山市(旧富山郡)の区域に限る。、いわき市(旧玉野町の区域に限る。)、相馬市(旧玉野町の区域に限る。)、二本木町(旧西談村の区域に限る。)、須賀川市(旧西談村の区域に限る。)、宇摩郡(旧浜川町の区域に限る。)、市来郡(都路町)、磐梯郡(船引町・中庄町・森吉町)、常葉郡(郡山市並びに市原郡有林町・森吉町管理課)251林班地帯、252林班地帯、253林班地帯の一部、258林班地帯から270林班地帯まで、283林班地帯から300林班地帯まで並びに301林班地帯、302林班地帯、303林班地帯の一部の区域に限る。、南相馬市(高木町)、南相馬市(原町)、片品(字)行政区の区域に限る。、磐梯郡(宇摩町・五郎山町・宇摩子町)及び宇摩郡(宇摩子町)の区域に限る。、安食(字)、安原(字)、安字、安字及び(字)宇摩子町の区域に限る。、宇(字)宇摩子町の区域に限る。、小字(字)宇摩子町の区域に限る。

【福岡県】、広野町、市原町、川内町及び北九州市内有機農業栽培管理規範2004林、2305林及び02310林に係る(区域に限る)。

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、川内村(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、裏尾村(平成24年6月15日付け指示により設定された居住制限区域を除く区域に限る)。

日付け指示により設定された~~帰還困難区域~~を除く(区域に限る。)、大町村(平成24年3月10日付指示により設定された~~帰還困難区域~~を除く(区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された~~帰還困難区域~~を除く(区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された~~帰還困難区域~~を除く(区域に限る。)、川村町(平成24年3月10日付指示により設定された~~居住制限区域~~及び避離指示解除準備区域に限る。)、裏尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された~~帰還困難区域~~を除く(区域に限る。)及び飯詫村(平成24年6月15日付け指示により設定された~~帰還困難区域~~を除く(区域に限る。))。

※アヒナメ、アカシラタケ、イカガメ、種魚を除く、イガレイ、ウスメバベル、ウミタナゴ、エゾソイアナメ、カサゴ、キツネメバベル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、シロメバベル、ズスキ、ナガヅカ、ヌマガレイ、ハバゲレイ、ヒラメ、ホシガレイ、マアナゴ、マコロイ、マコチ、マコワカ、ムラヒニ、ムラヒノグイ

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※9 福島市・二本松市・伊達市・本宮市・相馬市・南相馬市・桑折町・国見町・川俣町・広野町・猪葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・新地町・大玉村・川内村・葛尾村・飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月18日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
山形県	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
	出荷制限	
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
水産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月18日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・平成28年3月18日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月18日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月18日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月18日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年3月18日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

新潟県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.30～H25.1.23制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。ただし、麻生川との合流点から下流の部分に限る。)) H24.9.10～H25.3.26制限: 水根本川(支流水を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)) H25.5.30～H27.6.23制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。))
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.4.7～H24.9.23制限: 大芦川(支流水を含む。ただし、西井川及びその支流を除く。) H24.4.7～H24.9.23制限: 長岡川(支流水を含む。ただし、佐原ダムの上流及びその支流を含む。)
肉	牛の肉	H25.8.2～H25.11.17制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理される牛の肉を除く。」) H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理される牛の肉を除く。」)
	イノシシの肉	H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。」)
	シカの肉	H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理されるシカの肉を除く。」)
その他	茶	H23.7.8～H24.1.19制限: 新潟市 H23.1.2～H25.3.26制限: 大田原市 H23.1.2～H25.5.31制限: 長岡市
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8制限: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8制限: 全域
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.28～: 藩田町、真狩町、館林町 H24.10.6～: 高山村 H24.10.6～: 安中市 H24.10.28～: 長野町 H24.11.8～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 港の定める出港・漁港方針から東京電力株式会社佐久美能所管轄川取水頭放までの区域(支流水を含む。) H24.4.27～H25.4.25制限: 小中川(支流水を含む。)及び磐ノ木川(支流水を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.28～: 富岡川(のうち新島橋から東京電力株式会社佐久美能所管轄川取水頭放までの区域(支流水を含む。)) H24.4.28～H25.4.25制限: 無川(のうち田舎川の上流(支流水を含む。))
肉	イノシシの肉	H24.4.28～H25.4.25制限: 金城
	クマの肉	H24.4.28～: 金城
	シカの肉	H24.4.28～: 金城
	ヤマドリの肉	H25.1.29～: 金城
その他	茶	H23.8.30～H24.5.13制限: 鹿生市 H23.8.30～H25.5.7制限: 沼川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、桶川市 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.8～: 鳩山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～～H22制限: 市原市、香取市、多古町
	シュウギョウ、チランゼイ、サンショウ	H23.4.4～～H22制限: 市原市
	バセリ	H23.4.4～～H22制限: 市原市
	セルリー	H24.4.1～H25.10.23制限: 市原市、木更津市
農産物	タケノコ	H24.4.1～H25.1.14制限: 東京 H24.4.1～H25.1.14制限: 東京 H24.4.1～H25.1.22制限: 埼玉市、羽生市 H24.4.1～～H25.10.23制限: 八千代市 H24.4.1～～H25.10.23制限: 船橋市 H24.4.1～～H25.10.23制限: 芝山市
	キノコシタケ(栽培地)	H23.10.11～H25.3.14～: 鶴ヶ島市 H23.11.8～H25.3.14～: 鶴ヶ島市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.12.22～H25.3.14～: 鶴ヶ島市(栽培地)
	キノコシタケ(施設栽培)	H24.2.23～H25.1.29～: 印西市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～: 白井市 H24.4.10～: 千葉市、八千代市 H24.4.10～H25.6.18～: 千葉市 H24.5.18～H25.6.18～: 千葉市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.6.18～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.6.18～H25.6.18～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.1.20～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H25.3.14～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.7.19～: 平賀郡及び利府町に流入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。) H25.1.7～: 平賀郡及び利府町に流入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。) H25.1.19～: 千葉県内の香取川(のうち船橋市の下流(支流水を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝及び仁田溝川を除く。)
水産物	ヨコ	H24.11.8～H25.1.19～: 千葉県内の香取川(のうち船橋市の下流(支流水を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝及び仁田溝川を除く。)
	ウナギ	H25.1.19～: 千葉県内の香取川(のうち船橋市の下流(支流水を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝及び仁田溝川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.19～: 金城(港の定める出荷・漁港方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.5.19制限: 大網白里町 H23.4.2～H24.5.21制限: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25制限: 八街市 H23.6.2～H24.5.28制限: 野田市、高根市、山武市 H23.6.2～H25.5.13制限: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.22制限: 南足柄市 H23.8.23～9.12制限: 松田市、小田原市、山北町 H23.8.2～10.14制限: 松田市、清川村 H23.8.23～10.28制限: 相模原市 H23.8.23～11.10制限: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19制限: 逗子市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.8～: 金城(佐渡市及び福島県村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、笛吹市
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～: 鹿児井町、御代町 H24.10.1～: 小坂町、飯田村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 御代町(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 饭田村(マツタケを除く。) H25.10.1～H25.11.15制限: 饭田村(マツタケを除く。) H25.10.1～H25.11.15制限: 鹿児井町(マツタケを除く。) H25.10.1～H25.11.15制限: 飯田村(マツタケを除く。) H25.10.1～H25.11.15制限: 鹿児井町(マツタケを除く。) H25.10.1～H25.11.15制限: 飯田村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H25.5.21～: 長野市 H25.5.22～: 中野市、諏訪郡高森町 H27.5.26～: 木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H25.10.7～: 静岡市

※□の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成28年3月18日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
野菜	<p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村）</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉栄町、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）</p>
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～：飯館村</p> <p>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に關する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～：南相馬市</p>
水産物	<p>イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)</p> <p>H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p>
肉	<p>イノシシの肉</p> <p>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

*□の箇所は摂取制限の対象